しおかぜ荘展望ルーム改修工事仕様書

１　目的

新型コロナウイルスの感染防止対策の影響を受け、しおかぜ荘及びサイクリングターミナルの利用が低迷しており、利用促進を高めるため、展望ルームの改修工事を実施する。朝は高プランの宿泊者が太平洋を一望しながら食事がとれ、昼は特注弁当や高額食事を予約した方を対象に利用していただき、ディナーは夜景を見ながらの食事ができ高級洋食の提供を行う。これらの食事を提供するにあたり、その場の雰囲気にあった空間を創るために必要な改修工事を行うものである。

しっかりとした新型コロナウイルス対策をとれる空調設備を取り入れ、食事にあったBGMや間接照明で雰囲気をかもし出す。本工事は、一度利用した方が再度訪れたいと思っていただける食空間を目指し、贅沢なひと時を過ごすにふさわし状況を創り出すことが求められる。

２　業務名称

しおかぜ荘展望ルーム改修工事

３　業務内容

楢葉町（以下「発注者」という。）が発注するしおかぜ荘展望ルーム改修工事は、以下の基本業務に加え公募型プロポーザル方式による審査会で、受注事業者（以下「受注者」という。）が企画・提案したすべての内容を本業務の工事に反映し請け負うものとする。

（１）改修方針

朝昼晩と各食事を広大な太平洋を、一望しながら食することができる雰囲気ある空間を造るための改修工事を行う。

改修対象範囲は、しおかぜ荘の３階へ向かう階段から３階フロア全体とする。

ディナーの設定金額を一人１万円以上に設定する。

一度に収容できる利用者数を２５人前後とし、最大４組まで利用可とする。

金額に見合う空間を演出するための改修工事である。

1. 内装

（ア）しおかぜ荘３階展望ルーム（階段室、レストルーム、パントリー室、自販機コーナー室、男子便所及び女子便所）を対象に、必要に応じて、天井、内壁、床等、内装工事を行う。

（イ）高級料理を食する場にふさわしい空間を演出する内装に仕上げる。

1. 間取り
	1. 現在あるパントリー及び自販機コーナー室は設ける必要はない。
	2. 必要に応じて壁の撤去及び壁の増設を可能とする。
2. 客席ルーム及びウエイティングルームの設置

（ア）現在のレストルーム（休憩室）をやめ客席ルーム及びウエイティングルームを設置する。

1. 厨房室の設置
	1. 食事を作るために、厨房室を設置する。
	2. 設置に伴い給排水設備工事、電気工事、空調工事、その他必要とする設備工事を検討する。
	3. プロパンガス仕様とする。
2. 厨房機器について
	1. 料理を作るために必要な厨房機器をそろえる。新品又は中古品を可とする。中古品の場合は、耐用年数や減価償却、程度の問題等があることから、必ず発注者と協議を行うこと。
3. 造作家具について
	1. 椅子、客席テーブル及びその他の造作について、高級料理を食する雰囲気に見合うものとする。
	2. 厨房機器及び椅子やテーブル等の備品と改修工事とは別契約とする。
4. 照明器具の増設
	1. ディナーの雰囲気に合う間接照明を設置する。
5. コンセプトにあった空間づくり
	1. お客様に高級料理を満足していただくための改修であり、再度来店していただける雰囲気作りに必要なものを取り入れること。

（２）その他

上記のほか、効果的な改修工事を行うために必要なコンサルティングを実施する。

（３）成果品の納入

成果品は次のとおりとする。

①　実績報告書 １部

②　実績報告書の電子データを格納したＣＤ－ＲまたはＤＶＤ－Ｒ ２部

（データは、PDF形式、WORD形式、EXCEL形式、PowerPoint形式とする）

４　履行期間　契約締結日から令和３年11月30日（火）まで

５　納品場所・期限

（１）場所　楢葉町新産業創造室

（２）期限　令和３年1１月30日（火）

６　留意事項

（１）一般事項

①　業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

②　業務を遂行する上で必要な資料等は、受注者において入手するほか、必要に

応じて随時貸与する。

なお、貸与した資料等の複製の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。

③　工事期間はもとより工事期間終了後においても、当該業務で知り得た機密、個人情報等は他に漏らしてはならない。

（２）業務体制

①　あらかじめ町と調整したスケジュールで行うこと。

②　工事にあたっては、発注者からの指示を受ける窓口として責任者を置き、発注者、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

（３）著作権等

①　納品された成果品、工事に関する企画提案書や計画書、報告書等の著作権

は、すべて町に帰属する。

また、成果品は、町が上映やホームページ等の掲載等の随時使用を行えるもの

とする。

②　使用するデータについては、秘匿情報が含まれていないか、情報ソースの信頼

性、著作権侵害や個人情報漏洩等の恐れがないか、また、公表・引用の可否など

十分に留意するとともに出典を確実に明記すること。

③　本調査の結果知り得た情報について、発注者の許可無く他の事業に使用しない

こと。

④　発注者が行う成果品の再編集・印刷・複製等について、協議に応じること。

７　協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、協議すること。